

令和 3 年度

郡上市財政健全化判断比率等審査意見書

令和 4 年 8 月

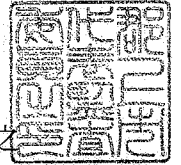
郡 上 市 監 査 委 員



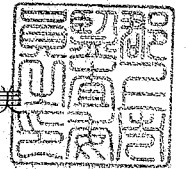
郡 監 第11号
令和4年8月24日

郡上市長 日置 敏明 様

郡上市監査委員 大坪 博之



郡上市監査委員 原 喜与美



令和3年度郡上市財政健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率等の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

目 次

郡上市財政健全化判断比率審査意見書

1	審査の種類	1
2	審査の対象	1
3	審査の着眼点	1
4	審査の実施場所及び日程	1
5	審査の結果及び意見	1

郡上市資金不足比率審査意見書

1	審査の種類	3
2	審査の対象	3
3	審査の着眼点	3
4	審査の実施場所及び日程	3
5	審査の結果及び意見	3

付属資料	5
------	---

凡 例

1. 比率(%)は、原則として小数点以下第3位を四捨五入した。
2. 各表中の「0.0」は、該当数値が「0.05」未満のものである。
3. 各表中の「—」は、該当数値のないものである。

郡上市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項による健全化判断比率審査

2 審査の対象

令和3年度郡上市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

3 審査の着眼点

市長から審査に付された令和3年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令等に照らして健全化判断比率の算定過程に誤りはないか。法令等に基づく適切な算定要素が用いられているか。算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。客観的事実に基づき健全化判断比率の算定が公正な判断により行われているかを主な着眼点として実施した。

4 審査の実施場所及び日程

実施場所 郡上市役所4階委員会室

実施日程 令和4年8月12日

5 審査の結果及び意見

市長から審査に付された財政健全化判断比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていることを認めた。

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、実質収支が黒字のため数値として表れていないので良好な状態と認める。

実質公債費比率は、元利償還金の減少と普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額が増加したことにより、前年度から0.6ポイント改善され11.8%となった。

将来負担比率は、地方債現在高の減少や公営企業債等繰入見込み額の減少等により、前年度に比べて11.2ポイント改善され72.1%となった。

実質公債費比率と将来負担比率については、順調に改善しているが、実質公債費比率は今後10年程度高い比率で推移する見込みで予断を許さない状況であるため、更なる公債費負担の軽減を図っていく必要がある。

今後は、新型コロナウイルス感染症の市財政への影響にも適切に対応しながら、引き続き公債費負担適正化計画に基づく市債残高の着実な縮減などに取り組み、健全な財政運営に努めていただきたい。

区 分	令和３年度	令和２年度	増 減	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	１２．５７％
連結実質赤字比率	—	—	—	１７．５７％
実質公債費比率	１１．８％	１２．４％	△０．６	２５．０％
将 来 負 担 比 率	７２．１％	８３．３％	△１１．２	３５０．０％

※比率は別紙付表により算出した数値であり、比率として表れないものは「—」と記載した。

郡上市資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項による資金不足比率審査

2 審査の対象

令和3年度郡上市水道事業会計、郡上市下水道事業会計、郡上市病院事業会計、郡上市宅地開発特別会計及び郡上市小水力発電事業特別会計の決算に基づく資金不足比率(以下「郡上市水道事業会計歳入歳出決算等に基づく資金不足比率」という。)と、その算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

3 審査の着眼点

市長から審査に付された郡上市水道事業会計決算等に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令等に照らして資金不足比率の算定過程に誤りはないか。法令等に基づく適切な算定要素が用いられているか。算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。客観的事実に基づき資金不足比率の算定が公正な判断により行われているかを主な着眼点として実施した。

4 審査の実施場所及び日程

実施場所 郡上市役所4階委員会室

実施日程 令和4年8月12日

5 審査の結果及び意見

市長から審査に付された郡上市水道事業会計決算等に基づく資金不足比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていることを認めた。

全会計とも資金不足比率は算出されなかったため数値として表れておらず、事業の経営の健全性は保たれていると判断できる。ただし、病院事業会計においては、新型コロナウイルス感染症による診療控えの影響などにより、資金不足が生じていることから、経営改善に取り組み、経営の健全化に努めていただきたい。

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	増減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0%
下水道事業会計	—	—	—	
病院事業会計	—	—	—	
小水力発電事業特別会計	—	—	—	
宅地開発特別会計	—	—	—	

※比率は別紙付表により算出した数値であり、比率として表れないものは「—」と記載した。

付 属 資 料

[付表]

実質赤字比率	-	(早期健全化基準:12.57%、財政再生基準:20.00%)
--------	---	--------------------------------

(参考:△7.20%)

※令和3年度決算 財政健全化判断比率審査調書 より

(計算式)

実質赤字比率

=

一般会計等の実質赤字額(A)

標準財政規模(B)

=

△ 1,329,044

18,438,308

(単位:千円)

【一般会計等の実質赤字額 (A)】 (単位:千円)

会 計 名	歳 入 額	歳 出 額	繰越明許費 繰越財源額	事業繰越額	実質収支額
一般会計	30,516,431	28,927,263	286,630	0	1,302,538
青少年育英奨学資金貸付特別会計	43,383	16,877	0	0	26,506
鉄道経営対策事業基金特別会計	876	876	0	0	0
合 計	30,560,690	28,945,016	286,630	0	1,329,044

実質赤字額	△ 1,329,044
-------	-------------

【標準財政規模(B)】 (単位:千円)

項 目	金 額
標準税収入額等	6,393,609
普通交付税額	11,350,871
臨時財政対策債発行可能額	693,828
合 計	18,438,308

連結実質赤字比率	-	(早期健全化基準:17.57%、財政再生基準:30.00%) (参考:△17.64%)
----------	---	--

(計算式)

連結実質赤字比率

=

連結実質赤字額(A)+(B)+(C)

標準財政規模(D)

=

△ 3,253,045

18,438,308

(単位:千円)

【一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額(A)】 (単位:千円)

会 計 名	歳 入 額	歳 出 額	繰越明許費 繰越財源額	事業繰越額	実質収支額
一般会計	30,516,431	28,927,263	286,630	0	1,302,538
青少年育英奨学資金貸付特別会計	43,383	16,877	0	0	26,506
鉄道経営対策事業基金特別会計	876	876	0	0	0
国民健康保険特別会計	4,688,993	4,542,451	0	0	146,542
国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	351,821	317,401	0	0	34,420
介護保険特別会計	4,582,345	4,439,095	0	0	143,250
後期高齢者医療特別会計	624,270	617,736	0	0	6,534
介護サービス事業特別会計	736,629	701,386	0	0	35,243
駐車場事業特別会計	5,938	5,938	0	0	0
合 計	41,550,686	39,569,023	286,630	0	1,695,033

実質赤字額	△ 1,695,033
-------	-------------

【公営企業会計(法適用企業)の資金不足額(B)】 (単位:千円)

会 計 名	流動資産等	流動負債等＋建設改良費等以外の 経費の地方債現在高	資金不足・剰余額
水道事業会計	1,752,475	368,049	1,384,426
下水道事業会計	470,404	302,027	168,377
病院事業会計	782,997	1,366,419	0
合 計	3,005,876	2,036,495	1,552,803

※病院事業会計は資金不足解消可能額があるため、健全化判断比率上は資金不足額は
ないものとして扱う(資金不足比率を参照)

資金不足額	△ 1,552,803
-------	-------------

【公営企業会計(法非適用企業)の資金不足額(C)】 (単位:千円)

会 計 名	歳 入 額	歳 出 額	繰越明細費 繰越財源額	未収入特定財源	資金不足・剰余額
宅地開発特別会計	6,848	6,848	0		5,209
小水力発電事業特別会計	51,146	51,146	0		0
合 計	57,994	57,994	0	0	5,209

※宅地開発特別会計の資金不足・剰余額は土地収入見込額を含む

資金不足額	△ 5,209
-------	---------

【標準財政規模(D)】 (単位:千円)

項 目	金 額
標準税収入額等	6,393,609
普通交付税額	11,350,871
臨時財政対策債発行可能額	693,828
合 計	18,438,308

実質公債費比率	11.8	(早期健全化基準:25.0%、財政再生基準:35.0%)
実質公債費比率＝(12.30564＋12.33227＋10.84543)÷3 (3ヶ年平均)		
(計算式)		
実質公債費比率	$\frac{\text{地方債の元利償還金・準元利償還金等(A)－算入公債費等の額(B)}{\text{標準財政規模(C)－基準財政需要額算入額}}$	

【単年度の実質公債費比率】	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	12.30564%	12.33227%	10.84543%

実質公債費比率＝ (単年度)	令和元年度	1,645,026
		13,368,065
	令和2年度	1,715,193
		13,908,173
	令和3年度	1,571,238
		14,487,553

【地方債の元利償還金・準元利償還金等(A)】	(単位:千円)		
項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	4,053,204	3,811,401	3,689,216
満期一括償還地方債1年当たりの元金償還金相当額	0	0	0
公営企業に要する経費の地方債の償還財源繰入金	1,975,985	2,056,076	1,884,930
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	1,560	1,560	1,560
一時借入金の利子	39	140	210
合 計	6,030,788	5,869,177	5,575,916

【算入公債費等の額(B)】	(単位:千円)		
項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
基準財政需要額算入額	4,331,839	4,100,061	3,950,755
特定財源の額	53,923	53,923	53,923
合 計	4,385,762	4,153,984	4,004,678

【標準財政規模(C)】	(単位:千円)		
項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
標準税収入額等	6,150,444	6,647,541	6,393,609
普通交付税額	10,931,058	10,790,013	11,350,871
臨時財政対策債発行可能額	618,402	570,680	693,828
合 計	17,699,904	18,008,234	18,438,308

将来負担比率	72.1% (早期健全化基準:350.0%)
--------	------------------------

(計算式)

将来負担比率

=

将来負担額(A)－充当可能財源等(B)

標準財政規模(C)－算入公債費等の額(D)

=

10,457,417

14,487,553

(単位:千円)

【将来負担額(A)】 (単位:千円)

項目		金 額
イ	一般会計等の当該年度末における地方債現在高	29,813,022
ロ	債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)	9,360
ハ	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額	18,983,994
ニ	当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額	0
ホ	退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額	1,192,582
ヘ	地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額	0
ト	連結実質赤字額	0
チ	組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	0
合 計		49,998,958

【充当可能財源等(B)】 (単位:千円)

項目		金 額
リ	地方債の償還額等に充当可能な基金	6,304,577
ヌ	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	193,227
ル	地方債の償還等に係る基準財政需要額算入見込額	33,043,737
合 計		39,541,541

【標準財政規模(C)】 (単位:千円)

項目	金 額
標準財政規模	18,438,308

【算入公債費等の額(D)】 (単位:千円)

項目	金 額
基準財政需要額算入額	3,950,755

	会 計 名	比 率	(参考)(経営健全化基準:20%)
資金不足比率	水道事業会計	-	(△ 245.5%)
	下水道事業会計	-	(△ 26.4%)
	病院事業会計	-	(0.0%)
	宅地開発特別会計	-	(△100.0%)
	小水力発電事業特別会計	-	(0.0%)

(計算式)

資金不足比率 =
$$\frac{\text{資金の不足額(A)} - \text{解消可能資金不足額(B)} \text{ ((A)が正の値の場合のみ)}}{\text{事業の規模(C)}}$$

※(A)が正の値かつ(A)－(B)が負の値となる場合は(A)－(B)=0とする

[法適用企業:水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計]

資金の不足額(A) = 流動負債の一部＋建設改良費等以外の経費の地方債現在高－流動資産の一部
解消可能資金不足額(B) = 累積償還・償却差額算定方式による算定額＋建設改良費等以外の経費の地方債現在高
事業の規模(C) = 営業収益の額－受託工事収益の額

[法非適用企業:小水力発電事業特別会計]

資金の不足額(A) = 歳出額＋建設改良費等以外の経費の地方債現在高－歳入額－翌年度に繰り越すべき財源
解消可能資金不足額(B) = 累積償還・償却差額算定方式による算定額＋建設改良費等以外の経費の地方債現在高
事業の規模(C) = 営業収益相当収入額－受託工事収益相当収入額

[法非適用企業:宅地開発特別会計、工業団地事業特別会計]

資金の不足額(A) = 歳出額＋建設改良費等以外の経費の地方債現在高－歳入額－土地収入見込額
解消可能資金不足額(B) = 累積償還・償却差額算定方式による算定額＋建設改良費等以外の経費の地方債現在高
事業の規模(C) = 資本に相当する額＋負債に相当する額

累積償還・償却差額算定方式による
解消可能資金不足額 = (累積元金償還額－累積減価償却費)×企業会計等の元利償還負担率

【資金の不足額(A)】 (単位:千円)

会 計 名	流動負債等＋建設改良費等以外の 経費の地方債現在高 または歳出額等	流動資産等 または歳入額等	資金不足額 (△資金剰余額) (A)
水道事業会計	368,049	1,752,475	△ 1,384,426
下水道事業会計	302,027	470,404	△ 168,377
病院事業会計	1,366,419	782,997	583,422
宅地開発特別会計	6,848	12,057	△ 5,209
小水力発電事業特別会計	51,146	51,146	0

【解消可能資金不足額(B)】

(単位:千円)

会 計 名	解消可能 資金不足額 (B)			(A) - (B)	備考
	累積償還・償却 差額算定方式	建設改良費等 以外の経費の 地方債現在高			
水道事業会計	(資金不足額が負の値のため算出不要)				
下水道事業会計					
病院事業会計	1,228,322	603,622	624,700	△644,900	(A)－(B)が負の値となる ため「0」として扱う
宅地開発特別会計	(資金不足額が負の値のため算出不要)				
小水力発電事業特別会計	(資金不足額が0のため算出不要)				

【事業の規模(C)】

(単位:千円)

会 計 名	営業収益等	受託工事収益等	事業の規模
水道事業会計	563,842	0	563,842
下水道事業会計	637,061	0	637,061
病院事業会計	3,373,199	0	3,373,199
宅地開発特別会計	0	0	5,209
小水力発電事業特別会計	51,102	0	51,102